

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置・相続時精算課税制度の特例措置の延長及び拡充				
税 目	贈与税				
要 望 の 内 容	<p>直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に 1,000 万円まで贈与税を非課税とする特例について、平成 25 年 12 月 31 日までの間の贈与について、非課税枠を 1,500 万円に拡大した上で延長する。</p> <p>住宅取得等資金を 65 歳未満の贈与者から贈与を受けた場合についても相続時精算課税制度の適用対象とする特例について、その適用期限（平成 23 年 12 月 31 日）を 2 年間延長する。</p> <p>（租税特別措置法第 70 条の 2、第 70 条の 3）</p> <table border="1" data-bbox="874 898 1489 992"> <tr> <td data-bbox="874 898 1222 992">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 898 1489 992">▲270 百万円 （▲59,000 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲270 百万円 （▲59,000 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲270 百万円 （▲59,000 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 親世代や祖父母世代から子・孫世代等への資産移転を促進することを通じて、若年世代を中心とした住宅取得・改修等を行う者の資金調達を支援することにより、住宅投資の促進とそれによる経済の活性化、良質な住宅ストックの形成と居住水準の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 住宅取得等に際して必要な自己資金を充実させるためには、親世代や祖父母世代の資産を活用することが有効であるが、被相続人や相続人自身の高齢化や贈与税の相対的に厳しい税率構造等が相まって、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっていることから、資産移転の際の税負担の軽減により、高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、住宅取得等への有効活用を通じて、居住水準の向上や内需拡大等の経済社会の活性化を図ることが必要である。</p>				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○ 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「1400 兆円の個人金融資産の活用など住宅投資の拡大に向けた資金循環の形成」、「住宅税制の拡充等による省エネ住宅の普及など質の高い住宅の供給の拡大」として、住宅投資の活性化が位置づけられている。</p> <p>○ 住生活基本計画（平成 18 年 9 月 19 日閣議決定、平成 23 年 3 月 15 日閣議決定（全部変更））では、「国民一人一人が、それぞれの価値観、ライフスタイルやライフステージに応じ、…、無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指す」ことが位置付けられている。</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>業績指標 1 最低居住面積水準未満率</p> <p style="padding-left: 2em;">2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>住生活基本計画（平成 18 年 9 月 19 日閣議決定、平成 23 年 3 月 15 日閣議決定（全部変更））において、以下のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低居住面積水準未満率 4.3%（平成 20 年）→早期に解消 ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国 : 40%（平成 20 年）→50%（平成 27 年） 大都市圏 : 35%（平成 20 年）→50%（平成 32 年） <p>国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月）において、2020 年までに「GDP に占める住宅の投資の割合を 3% 台から 5% まで増やす」という目標が定められている。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>贈与の非課税措置：平成 25 年 12 月 31 日まで 相続時精算課税制度の延長：平成 25 年 12 月 31 日まで</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標に同じ</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>国土交通省成長戦略において掲げている目標達成に向けた施策を講じ、今後フォローアップを行っていく。</p>

	有効性	要望の措置の適用見込み	56,800人 (平成22年における住宅取得等資金の非課税措置の適用者(71,000人)の8割が適用すると見込む) ※ 国税庁『平成22年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について』より
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例は、親世代や祖父母世代の資金の活用を促し、住宅の取得、改修等を行おうとする若年世代の資金調達を容易にする効果を有するものであり、住宅投資の促進とそれによるわが国経済の活性化、住宅ストックの質の向上及び国民の居住水準の向上の手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—	
		要望の措置の妥当性	相続人や被相続人自身の高齢化や贈与税の相対的に厳しい税率構造等が相まって、若年世代への資産移転が進みにくい状況となっていることから、高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、住宅取得等を促進するためには、資産移転の際の税負担の軽減や相続時精算課税制度の年齢要件緩和が妥当な手段である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相続時精算課税制度利用者及び当該者における住宅取得資金の平均贈与額(国税庁『国税庁統計年報書』) <p style="margin-left: 40px;">平成20年：27,306人 1,160万円 平成21年：21,029人 1,119万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直系尊属からの贈与の非課税措置利用者及び当該者における住宅取得資金の平均贈与額(国税庁『平成22年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について』) <p style="margin-left: 40px;">平成21年：41千人 468万円 平成22年：71千人 1,093万円</p>	

	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>住宅取得等資金の非課税措置の利用者及び住宅取得資金の平均贈与額は平成 22 年には前年に比べ大幅に増加しており、(社)住宅生産団体連合会による会員企業等へのアンケート調査(H23.8)によれば、新規住宅購入者で本特例の利用者のうち約 8 割の者が本特例により「住宅購入が可能になった」、「購入時期が早まった」と回答しており、住宅取得を後押ししていると考えられる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国：42% (H15) → 50% (H22) 大都市圏：37% (H15) → 50% (H27) ・最低居住面積水準未満率 早期に解消 ・リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 2.4% (H11~15 平均) → 5% (H27)
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 42% (平成 15 年) → 40.4% (平成 20 年) ・最低居住面積水準未満率 4.6% (平成 15 年) → 4.3% (平成 20 年) ・リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 2.4% (H11~15 平均) → 3.5% (H16~20 平均) <p>厳しい経済情勢を反映した購買力、住居費負担力の低下等により達成率は低下したと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>【住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置】 平成 21 年度 創設 平成 22 年度 拡充 (非課税限度額の拡充) 平成 23 年度 拡充 (先行取得土地を対象)</p> <p>【住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例】 平成 15 年度 創設 平成 18 年度 延長 平成 20 年度 延長 平成 22 年度 延長 (1000 万円上乗せ特例は廃止)</p>